

(説明責任)

第9条 町は、施策の立案、決定及び実施に当たって、その内容、必要性等を分かりやすく町民に説明する責任を有する。

(個人情報の保護)

第10条 町は、個人情報を保護しなければならない。

第4章 町民の参加

(委員の公募)

第11条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募による委員を加えるよう努めなければならない。

(町民意見の公募)

第12条 町は、重要な政策、計画等の策定に当たり、事前に案を公表し、町民の意見を聴き、政策等に反映させるとともに、提出された町民の意見に対する町の考え方を公表しなければならない。ただし、緊急性を要するものは、この限りでない。

第5章 行政運営の原則

(総合計画等)

第13条 町は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)を、この条例に規定する基本理念にのっとり策定するものとする。

2 町は、総合計画の進行管理を的確に行うものとする。

3 町は、行政分野ごとの計画を策定する際は、総合計画に即して策定するものとする。

(行政評価)

第14条 町は、行政課題及び町民のニーズに対応した効率的かつ効果的な町政運営を進めるため行政評価を行い、その結果を町民に公表するとともに、必要な措置を講ずる。

(健全な財政運営)

第15条 町は、総合計画及び行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営を図るとともに、財政状況を町民に分かりやすく公表しなければならない。

(他の地方公共団体との連携)

第16条 町は、他の地方公共団体と共通する課題の解決及び友好親善を図るため、連携及び協力に努めるものとする。

第6章 条例の位置づけ及び見直し

(条例の位置づけ)

第17条 町は、この条例を町の最高規範に位置づけ、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

(条例の見直し)

第18条 町長は、この条例の施行後、社会、経済情勢等の大きな変化が生じた場合は、町民を交えてこの条例を見直し、その結果を踏まえて、必要な措置を講じなければならない。

附則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

【第9条(説明責任)】

本条では、町は、町政運営の様々な過程において、その内容や必要性などを町民の皆さんに対して分かりやすく説明する責任があることを規定しています。

【第10条(個人情報の保護)】

本条では、町は、町民の皆さんの基本的人権を守り、公正で民主的な町政運営を推進するため、保有する個人情報を保護しなければならないことを規定しています。

第4章 町民の参加

【第11条(委員の公募)】

本条では、町は、政策形成などの過程に町民が自らの意思で参加できるように、可能な範囲で委員の公募を行うことを規定しています。

【第12条(町民意見の公募)】

本条では、いわゆる“パブリック・コメント”(案や関係資料等を公表し、町民の皆さんの意見を聞く手続き)について規定しています。

第5章 行政運営の原則

【第13条(総合計画等)】

本条では、町が定める計画の中で最上位の計画である総合計画も、町の最高規範であるこの条例に規定する基本理念に沿って定めることとしています。

【第14条(行政評価)】

本条では、町は、行政評価を実施し、その結果を公表することにより、町民の皆さんに対する説明責任を果たすと同時に、その結果により事務事業の改善を行うこととしています。

【第15条(健全な財政運営)】

本条では、町は、総合計画の的確な進行管理と行政評価の結果を踏まえた事務事業の改善を行うことにより、健全な財政運営を図るとともに、その財政状況を町民に対し分かりやすく公表することとしています。

【第16条(他の地方公共団体との連携)】

本条では、今後ますます増加することが予想される広域的な共通の課題を解決し、友好親善を推進するため、近隣の自治体や共通の資源を持つ自治体などと連携し、協力していくことを定めています。

第6章 条例の位置づけ及び見直し

【第17条(条例の位置づけ)】

本条では、本条例を本町の全ての条例の基盤となる最高規範として位置づけています。

【第18条(条例の見直し)】

本条では、時間の経過とともに生じる、社会、経済情勢等の変化によって、本条例が実効性のないものにならないように、町民の皆さんとの協働により条例の見直しを行うことを定めています。

【附則】

ここでは、この条例の施行年月日を規定します。

湯河原町自治基本条例(案)は、本町の最高規範に位置づけられる大変重要な条例です。

皆さんから多くのご意見をお待ちしています。